別表の5の注1中「老人性認知症疾患療養病棟（」の下に「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた」を加える。

第二　地域における公的介護施設等の計画的な整備に関する基本方針（平成十七年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

一の6中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号。以下「規則」という。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十四年厚生労働省令第十号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）」に改める。

二の2の㈢中「規則第四条」を「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第四条」に改める。

二の5中「第三十条の三第一項」を「第三十条の四第一項」に改める。

第三　生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十二条第二項の規定による介護の方針及び介護の報酬（平成十二年厚生省告示第二百十四号）の一部を次のように改正する。

第五号中「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第四　独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第二号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成十七年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

第一号中「すべて」を「全て」に改める。

第三号イ中「介護保険法」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法」に改める。

第五　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

第三第二号㈠中「介護保険法」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法」に、「第八条第二十六項」を「同法第八条第二十六項」に改める。

第六　医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（平成二十年厚生労働省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第1の一の2中「同法」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法」に改める。

第七　高齢者の医療の確保に関する法律第八条第一項の規定に基づき定める計画（平成二十年厚生労働省告示第四百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二の三中「介護保険法」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法」に改める。

○厚生労働省告示第百八十二号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十五条の二第二項第九号、第六十四条の二第二項第八号、第六十四条の三第三項第三号、第六十四条の四第三項第六号及び第七号、第六十四条の五第三項第六号及び第七号並びに第六十四条の六第二項第二号及び第三項第三号の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示（昭和五十四年労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。ただし、この告示による改正前の別表第一及び別表第三に掲げる愛知県の中部大学技術文化専門学校を卒業した者については、なお従前の例による。

平成二十四年三月二十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第一及び別表第三中「中部大学技術文化専門学校　愛知県」を削る。

○農林水産省告示第八百四十二号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第四項、第十一条第六項、第十二条第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

平成二十四年三月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき五二、九九〇円

適用期間　平成二十四年四月一日から六月三十日まで

二　農林水産大臣の定める額　零

適用期間　平成二十四年四月一日から六月三十日まで

三　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一一三、〇八五円（うち消費税額及び地方消費税額分　五、三八五円）

適用期間　平成二十四年四月一日から六月三十日まで

四　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一一三、四三八円（うち消費税額及び地方消費税額分　五、八七八円）

適用期間　平成二十四年四月一日から六月三十日まで

五　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき五九、七九〇円

適用期間　平成二十四年四月一日から六月三十日まで

○経済産業省告示第四十九号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第十九条第一項の規定に基づき、平成二十四年三月十九日付けで同項に規定する費用負担調整機関として次の法人を指定したので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十四年三月二十九日

経済産業大臣　枝野　幸男

一　名称

一般社団法人低炭素投資促進機構

二　住所

東京都中央区新川一丁目五番十八号

三　調整業務を行う事務所の所在地

東京都中央区新川一丁目五番十八号

○国土交通省告示第三百三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月二十九日

国土交通大臣　前田　武志

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ケンギョウ谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

和歌山県海南市下津町

大字笠畑

六番

九番

字中垣内

一二番

一三三番

字上垣内

三五四番一及び三五四番二

三五五番

三五六番から三六〇番まで

三六二番から三六六番まで

三六八番

三七二番

四二五番及び四二六番

四三一番一

四三一番三